

確定申告の季節です
平成14年分は
2/17(月)～3/17(月)
 土・日曜日を除く(正午～午後4時は休み)

所得 税 市県民税

の申告を忘れずに!!

所得税は申告納税方式

所得税は、「自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を計算し、納税する」という申告納税制度を採用しています。

申告をしなればならない人が申告をしなかったり、誤った申告をすると、後で不足分だけ

でなく加算税や延滞税を払わなければならぬので注意してください。

所得税は、国の税収の中で一番大きく、公共サービスの大切な財源となっています。国民の義務でもある納税は正確に、早めに済ませましょう。

①確定申告が必要な人

■事業所得や不動産所得があったり土地や建物を売ったりした場合など

平成十四年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人

■給与所得者の場合(次のいずれかにあてはまる人)

- ・給与の年収が2000万円を超える人
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・2力所以上から給与をもらっている人

②確定(還付)申告をする人により税金が戻ってくる可能性のある人

確定申告をしなくてもよい人でも、次のいずれかに当てはまる人は源泉徴収(天引き)された税金が一部戻ってくる場合があります。

■給与所得者や公的年金をもらっている人で、次のいずれかに当てはまる人

- ・災害や盗難にあった人
- ・多額の医療費を支払った人

- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、大規模な修繕・増改築をした人(これは本町二番館の還付申告会場では扱いません)
- ・所得控除の追加がある人

本町二番館でも還付申告を受け付け

- とき 二月三日(月)～十七日(月)の午前九時～午後四時(受付は午後三時まで。土・日曜日、祝日は休み)
- ところ 本町二番館2階
- 対象となる人
 - ・年金をもらっている人や、給与所得者のうち次のいずれかに該当する人
 - ・医療費控除を受ける人
 - ・2力所以上から給与をもらっている人
 - ・年の途中で退職するなどして年末調整をしていない人

※源泉徴収票を忘れずにお持ち

■給与所得者だったが退職するなどし、年末調整をしていない人

なお、還付申告は二月十四日(金)以前でも税務署へ提出できます。必要な添付書類が多いので、早めに相談・準備をください。必要書類など詳しいことはお問い合わせを。住宅借入金等特別控除については対象としていません。

税理士による還付申告無料相談

関東信越税理士会新津支部では、少額な還付申告相談と申告書の作成を無料で行います。

- とき 二月五日(水)～七日(金)の午前九時～午後四時
- ところ 各税理士事務所要事前電話連絡)
- 問い合わせ
 - ・還付申告の受け付けは関東信越税理士会新津支部、無料相談は同支部の各税理士事務所へ。

確定申告書は自分で書いて、郵送で新津税務署へ!!

申告書は、自分で計算し、記入するのが原則です。出来上がった申告書は、なるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)。

なお、申告書の記入の仕方を説明した手引きなどが税務署窓口にありますので、記入するときの参考にご覧ください。

●宛先：新津税務署 (☎956-8602 住所記載不要、☎22-2153) へ。

①・②・③の申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・給与・年金の源泉徴収票の原本
- ・国民年金や農業者年金・国民健康保険などの支払額のわかる書類(なお、国民年金の支払証明書が平成十四年中納入分から市役所では出ませんので、領収書が社会保険事務所発行の証明書をもちってください)
- ・生命保険や損害保険の保険料控除証明書
- ・障害者控除を受ける人は手帳などの証明書
- ・医療費控除を受ける人は医療費の領収書と集計表
- ・本人名義の預金通帳

③市県民税の申告が必要な人

平成十五年一月一日現在、新津市に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。所得証明の発行なども、この申告をもとに行われます。所得税の確定申告が不要の人でも市県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

ただし、次のような人は市県民税の申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・所得が給与のみで年末調整が済んでいて、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている人(一般のサラリーマンはこれに該当します)。

- 申告受付場所
 - ・税務課市民税係 市役所二階(郵送の場合は☎956-8601 住所記載不要) へ。
- 受付方法
 - ・申告会場には、あらかじめ申告書に必要な事項を記入してお出かけください。記入していない場合は、ご自分で計算と記入をしていただきます。
 - ・なお、市県民税の申告は二月十四日(金)以前でもできます。期間中は大変混雑しますので、申告書の書き方のご相談はお早めに。
 - ・市役所でも所得税の還付申告は受け付けできます。

●問い合わせ

税務課 市民税係
 (☎24-2111
 内線217・218) へ。

多彩なアートが待っています



総合芸術空間

新津市美術館

ところ 新潟県新津市蒲ヶ沢 花と遺跡のふるさと公園内
 開館時間 午前10時～午後5時(入場は午後4時30分まで)
 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
 問い合わせ ☎0250-25-1301

好きです! きれいなまち・新津

ポイ捨てしな宣言!!

新津市内では、犬の飼い主に、犬のふんの即時回収や公園の砂場でのふんの禁止が、条例により義務付けられています。
 ※市民と市内通行者に適用



違反者には 指導・勧告・命令
 …最終的には3万円以下の罰金

市民生活課
 環境衛生係
 ☎24-2111
 内線232